

経済建設文教常任委員会会議録

〈目 次〉

経済建設文教常任委員会会議録	1
【開会】	3
【議案第6号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	3
【議案第7号】 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）	4
【議案第8号】 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	4
【議案第15号】 市道路線の認定について	5
【陳情第3号】 市道前岡4号線の排水設備の設置に関する陳情	6
【委員長報告】	6
【その他】	7
【閉会】	7

1 日 時

令和元年12月4日（水）午前9時55分～午前11時37分

2 場 所

第2委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 藤田 欽哉

副委員長 高瀬 由子

委員 掛下 法示、佐貫 薫、関 由紀夫、
小林 勇治、宮本 妙子、今井 勝巳

4 欠席委員

なし

5 説明員（18名）

(1) 建設課（2人）

①建設課長 津久井 保

②管理住宅担当 村本 和繁

(2) 都市整備課（2人）

①都市整備課長 柳田 豊

②市街地整備担当 相田 雄二

(3) 農林課（2人）

①農林課長 和田 理男

②地籍調査班長 黒田 禎

(4) 商工観光課（1人）

①商工観光課長 村上 治良

(5) 教育総務課（1人）

①教育総務課長 小瀧 新平

(6) 生涯学習課（4人）

①生涯学習課長 山口 武

②スポーツ推進班長 星 哲也

③矢板公民館長 阿久津 功

④片岡公民館長 塚原 明

(7) 農業委員会事務局（1人）

①事務局長 大谷津 敏美智

(8) 水道課（2人）

①水道課長 河野 和博

②業務担当 山崎 正嗣

(9) 下水道課（3人）

①下水道課長 斎藤 正樹

②業務管理担当 吉永 哲也

③施設担当 関谷 一男

6 欠席説明員

なし

7 担当書記

高瀬 稔子

8 付議事件

【議案第 6 号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

【議案第 7 号】 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第 2 号）

【議案第 8 号】 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【議案第 15 号】 市道路線の認定について

9 会議の経過及び結果 付議事件

【開会】

- 委員長（藤田欽哉） ただいま出席している委員は8名で、定足数に達しているの
で、会議は、成立している。ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。
(9:55)
- 委員長 お諮りする。この際、議事に入る前に直ちに、別紙日程により現地調査を
行いたいと思うが、ご異議あるか。
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 (9:56)
(現地調査)
- 委員長 休憩前に引き続き再開する。 (11:03)
- 委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、
- 【議案第6号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 - 【議案第7号】 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算(第2号)
 - 【議案第8号】 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について
 - 【議案第15号】 市道路線の認定について
- の4件である。

【議案第6号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 委員長 はじめに、「議案第6号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正
予算(第2号)」を議題とする。提案者の説明を求める。
- 下水道課長(斎藤正樹)
(「令和元年度矢板市補正予算書」19頁を朗読、詳細について「令和元年度予算に
関する説明書」60頁～64頁により説明。)
今回の改正は、人事異動による職員給与の調整で増額するもの。7名分。
- 委員長 これより議案第6号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
(質疑・討論終結)
- なければ議案に対する質疑・討論はこれで終了する。これより採決する。議案第6
号は、原案のとおり決定することに異議ないか。
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決され
た。

【議案第7号】 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）

- 委員長 次に「議案第7号 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。
- 水道課長(河野和博)
(「令和元年度矢板市補正予算書」23頁及び24頁を朗読、詳細について「令和元年度予算に関する説明書」66頁～73頁により説明。)
今回の改正は、人事異動による職員給与の調整と災害時の手当で増額するもの。
収益的収入及び支出は、6名分。
資本的収入及び支出は、3名分。
- 委員長 これより議案第7号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
(質疑・討論終結)
- なければ議案に対する質疑・討論はこれで終了する。これより採決する。議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ないか。
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決された。

【議案第8号】 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 委員長 次に「議案第8号 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とする。提案者の説明を求める。
- 下水道課長
(「議案書」4頁を朗読、「議案書」条文朗読を省略し、詳細について説明。)
令和2年4月1日から地方公営企業法の適用により、農業集落排水事業、公共下水道事業及びコリーナ矢板排水処理事業を公営企業会計に移行することに伴い、11の条例の整備を行う条例の制定。「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改めるといった文言の改正が主なもの。
第8条 地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用し、本事業を定義するもの。
第11条 平成24年4月に設置された基金を、地方公営企業法の適用を機に廃止し、積立金として運用するもの。
- 委員長 これより議案第8号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 掛下法示委員 水道事業や農業集落等の規模で給水人口が44,000人、実際32,000人くらいで実態よりもかなり大きいがどうしてか。
- 下水道課長 当初の計画の数である。

- 掛下委員 この数字は実態でなく、計画の数字とか、設備の最大数とかの表記が正しいのではないか。これでは、実態の数字と勘違いされるのではないか。
- 下水道課長 これは、当初の計画の数字であり最大能力とも言えるが、表記としてはこれでよい。
- 掛下委員 勘違いされると困るので、直したらよいと思うが。
- 下水道課長 条例の作り方としては間違っていない。
- 委員長 ほかにあるか。

(なし)

- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決された。

【議案第15号】 市道路線の認定について

- 委員長 次に「議案第15号 市道路線の認定について」を議題とする。提案者の説明を求める。
- 建設課長(津久井保)
(「議案書」32頁を朗読。)
フットボールセンターを起点として、中央通りまでの路線。都市計画道路わかば通りの整備にあたり、事前に市道認定をいただくことと、中央通りとの接続部分の交通安全を考え南側にずらすもの。重用延長520mは、既に東町木幡2号線として市道認定されている部分があり一時的に重用認定するもの。わかば通り完成の際は、改めて東町木幡2号線変更を行う予定である。
- 委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
(質疑なし)
- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。
(討論なし)
- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

【陳情第3号】 市道前岡4号線の排水設備の設置に関する陳情

- 委員長 次に「陳情第3号 市道前岡4号線の排水設備の設置に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。継続審査になっているもので、各委員は陳情文書表により確認願う。意見はあるか。
- 今井勝巳委員 台風19号の時には、対応策を求められるようなことはあったのか。
- 建設課長 その時には無い。10月21日に「市道前岡4号線の排水設備の設置に関する説明について」という文書が提出されている。同じような内容のものは何度かいただいている。
- 今井委員 「違法状態にある」とあるが、そのように認識しているのか。
- 建設課長 少なくとも設置したのが矢板市ではないと認識しているので、「違法状態にある」というのは若干抵抗がある。
- 今井委員 陳情者と当局に見解のずれがある。不採択。
- 宮本妙子委員 不採択。
- 小林勇治委員 以前に嵩上げや舗装等対応しているので、不採択。
- 関由紀夫委員 不採択。
- 佐貫薫委員 不採択。
- 掛下委員 この陳情は、何回も来ているのか。
- 建設課長 2回目である。
- 掛下委員 不採択。
- 高瀬由子委員 不採択。
- 委員長 これより採決する。陳情第3号は、不採択とすることに異議ないか。
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第3号は、不採択とすることに決定する。

【委員長報告】

- 委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。
(異議なし)
- 委員長 それでは私に一任願う。

【その他】

- 委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員及び執行部から何かあるか。
- 建設課長 台風19号の災害復旧対応のための今後の進め方について、国の査定については、事業によってまちまちである。迅速に対応するためには、一括で専決するとなるとタイムラグが生じるということで、補正予算の専決処分を規模確定次第、その都度、数回に分けて行っていくことで財政当局と協議しているので、議員各位にご協力とご理解をお願いしたくご報告する。専決処分を行った際は、改めてご報告する。
- 委員長 ほかにあるか。
- 今井委員 下水道が企業会計になることで、今度の予算審査は企業会計で、来年度の決算審査は今までどおりの特別会計ということでよいのか間違いの無いよう確認したい。
- 下水道課長 水道会計と同じように企業会計になるということである。
- 建設課長 今まで特別会計としていたものを企業会計とするということである。
- 今井委員 今度の予算は下水道が企業会計になり、来年度の決算審査は今までどおりの審査ということか。
- 下水道課長 そのとおりである。

【閉会】

- 委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (11:37)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長